

〇〇高等学校 出前授業

〇〇選挙管理委員会

〇〇明るい選挙推進協議会

令和〇年〇月〇日

選挙について学ぼう

- ①選挙制度の概要
- ②投票の方法
- ③選挙における課題等

選挙制度の概要

選挙の意義とは？

- 私たちの生活や社会をよくするためには、私たちの意見を反映させてくれる代表者が必要
- その代表者を決める方法が「選挙」

選挙とは？

選挙権を有する者が、全国または一定
区域（選挙区）において、一定数の
議員・都道府県知事・市町村長など公職
に就く者を投票によって選出すること

選挙権とは

- もっとも重要な参政権
- 憲法第15条で保障
「公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。」
- 公務員の選任に参加する地位・資格

選挙権

- 日本国民であること
- 年齢満18歳以上であること
- 地方公共団体の議会議員・首長選挙の場合
(都道府県の議会議員・知事、市町村の議会議員・首長)
引き続き3ヶ月以上市町村の区域内
に住所を有すること

⇒上記を満たすと、住所地の市区町村選挙
管理委員会の「選挙人名簿」に登録

18歳選挙権導入の考え方

- ①憲法改正の国民投票の投票権年齢が満18歳以上に引き下げ
- ②政治に幅広い意見を反映
- ③諸外国の状況を考慮

⇒若者の意見を政治に反映させよう！との意図があった

被選挙権

・日本国民であること

・一定の年齢以上であること

衆議院議員 満25年以上

参議院議員 満30年以上

都道府県知事 満30年以上

都道府県・市町村の議会議員・市町村長
満25年以上

・地方公共団体の議会議員の選挙

(都道府県の議会議員・市町村の議会議員)

その選挙権を有すること

選挙の種類

○衆議院議員総選挙

小選挙区 本県には20の選挙区

比例代表 本県は南関東ブロック

○参議院議員通常選挙

選挙区選挙 本県の区域で1選挙区

比例代表 全国

○地方公共団体の選挙

都道府県の議会議員・知事

市町村の議会議員・市町村長

選挙のしくみ

○選挙の期日

選挙の期日：投票する日、投票日当日
選挙の期日は一定期間前に公示（告示）

○投票

○開票

投票を点検し、有効無効を決定し、
各候補者等の得票数を計算する手続

投票の方法

【投票日当日の投票】

投票時間

午前7時～午後8時

投票所入場券

持参しなくても投票できる

代理投票

投票用紙に文字を記入できない選挙人のための制度

点字投票

点字での投票もできます

※投票できる選挙区は、現在の住所に基づき決定されるため、進学や就職により住所が変わった場合は、**住民票の異動**が必要となります。

投票所入場券（表面）見本

表面

第26回参議院議員通常選挙 投票所入場整理券

投票は

令和4年(2022年)7月10日

午前7時から午後8時まで

・期日前投票をご利用の場合は、裏面に必要事項をご記入のうえお持ちください。

※投票日当日に定められた投票所で投票する方は、裏面の記載は必要ありません。

名簿番号

氏名

投票所

【事務処理欄】

名簿照合

選挙区

比例代表

同一世帯の方の整理券を同封

投票所入場券（裏面）見本

裏面

投票日に投票所にお越しの方は、表面をご提示ください。

期日前投票 請求書（兼宣誓書）

選挙人名簿に記載されている住所	氏名（フリガナ）	生年月日	投票区	名簿番号				
		明・大・昭・平 年 月 日						
私は、令和●年（20●●年）●月●日執行の第●回参議院議員通常選挙の当日、次のいずれかの期日前投票又は不在者投票の理由に該当する見込みです。 なお、不在者投票の場合は、併せて投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。			理由	1	2	3	4	5
			選挙区	比例代表				
理由 1 仕事、学業、地域行事、冠婚葬祭その他の用務に従事 2 用事又は事故のため、投票所のある区域外に外出、旅行、滞在 3 病気、負傷、出産、身体障害等のため歩行が困難又は刑事施設等に収容 4 住所移転のため、他の市区町村に移住 5 天災又は悪天候により、投票所に行くことが困難 上記は真実であることを誓います。			点・代・仮					
令和●年（20●●年） 月 日								

※ご自身で記入してください。代筆を希望される方は期日前投票所でお申し出ください。

期日前投票の場合に記入します。

投票の手順

1 受付
入場券を出して
受付をします。

2 名簿対照係
選挙人名簿にのっている本人か
どうかの確認をうけます。

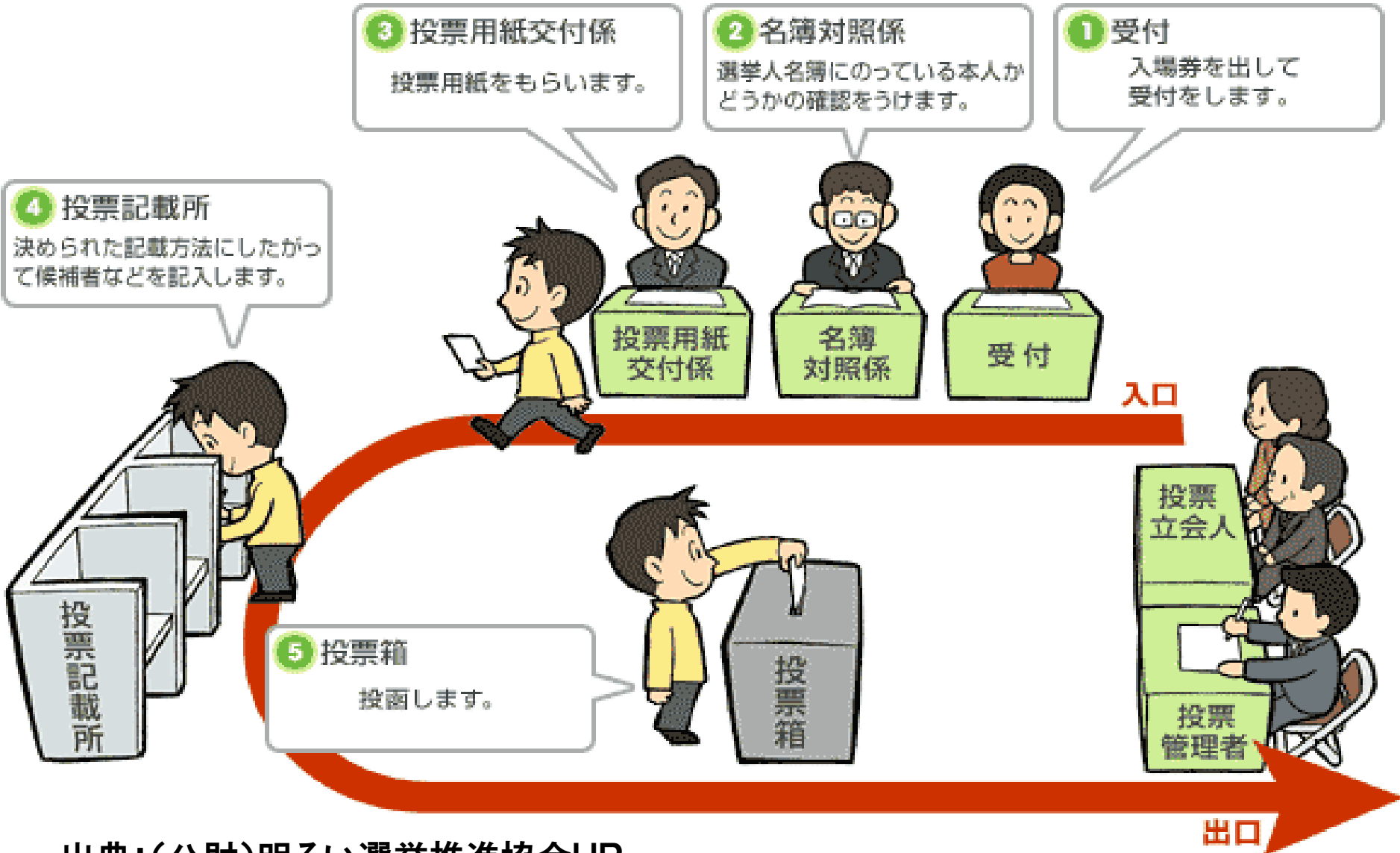
3 投票用紙交付係
投票用紙をもらいます。

4 投票記載所
決められた記載方法にしたがって
候補者などを記入します。

5 投票箱
投函します。

入口

出口



選挙における課題等

- **投票率の低下傾向**
選挙に行かない、棄権の増加
- **若年層の投票率が特に低い**

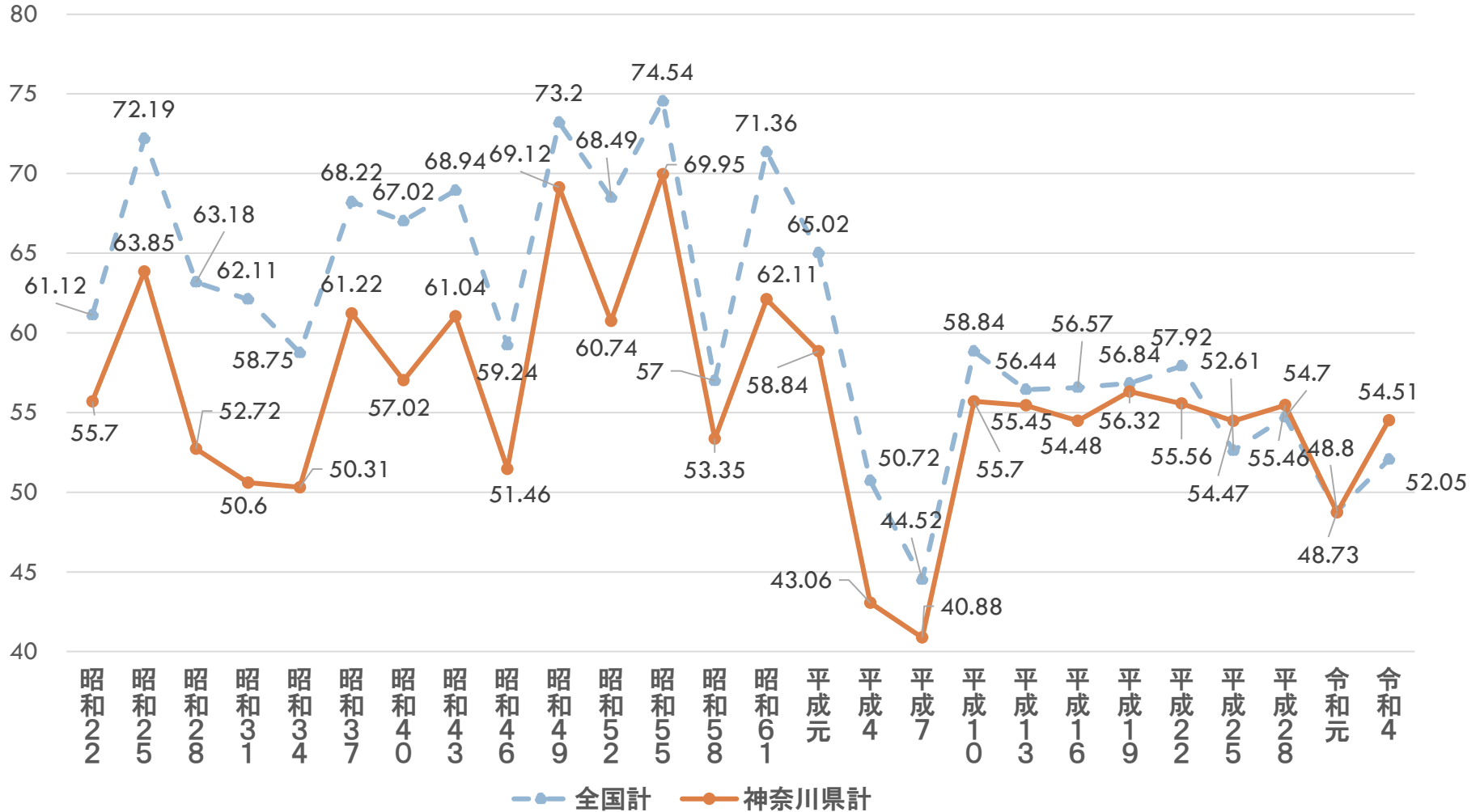
投票率とは？

- 選挙で投票した者(投票者数)を、投票日当日の有権者数で割った数値(%)
- 第26回参议院議員通常選挙の投票率(神奈川県)
$$\frac{4,195,301 \text{ 人(投票者数)}}{7,696,783 \text{ 人(投票日当日の有権者数)}} \times 100$$

= 54.51 (%)

※「投票者数」は選挙区選挙

参议院議員通常選挙の投票率の推移



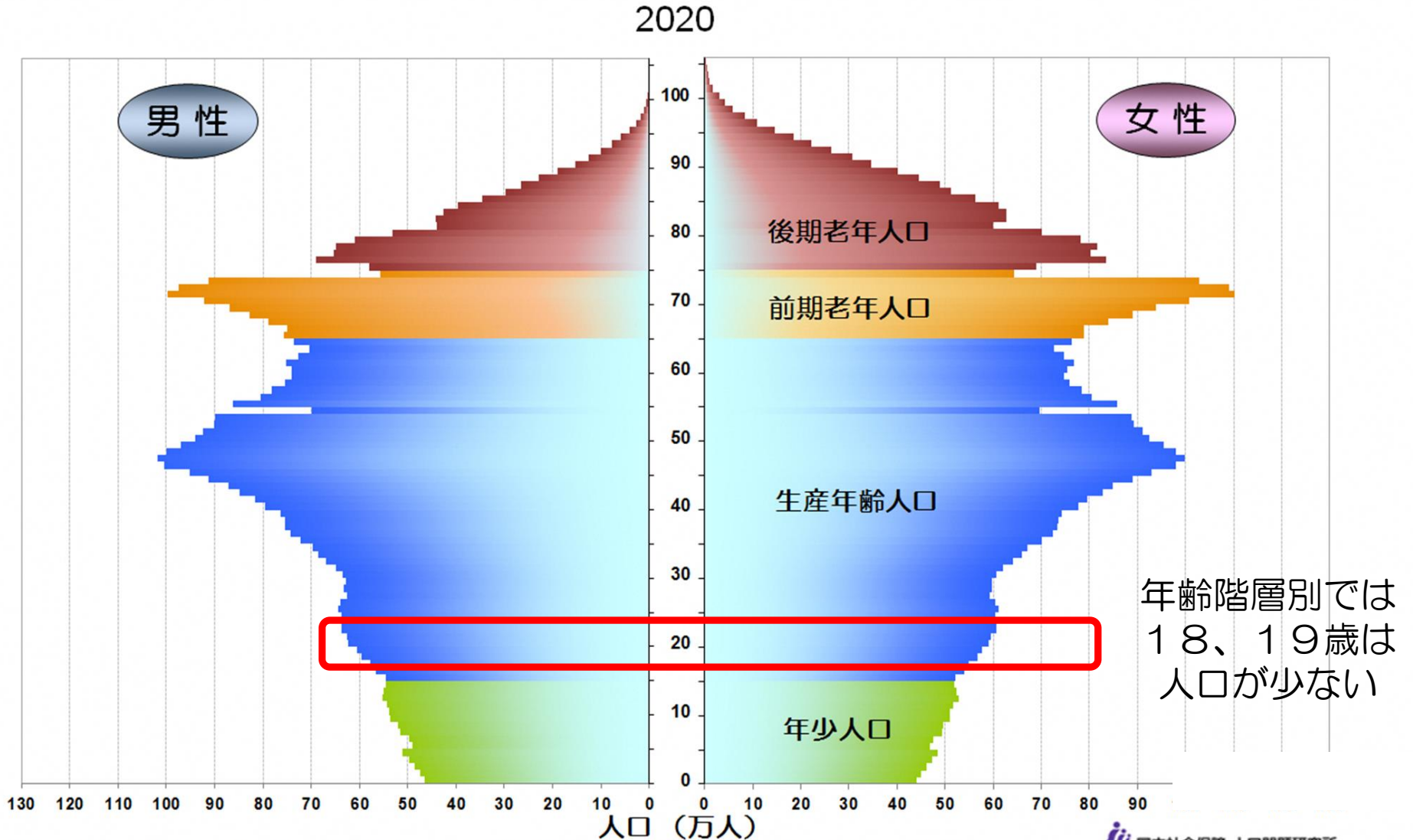
第26回参議院議員通常選挙

・投票率(選挙区、男女計)

	全国	神奈川県
18歳	40.06※	49.83
19歳	30.66※	41.85
計	35.42※	45.68
全世代	52.05	54.51

※各都道府県より平均的な投票率を示す4投票区を抽出

わが国の人口ピラミッド（令和2年：推計）



資料：1965～2015年：国勢調査、2020年以降：「日本の将来推計人口（平成29年推計）」（出生中位(死亡中位)推計）。

シミュレーション

- 主な世代の人口に令和4年の参議院議員通常選挙の投票率を掛けると…

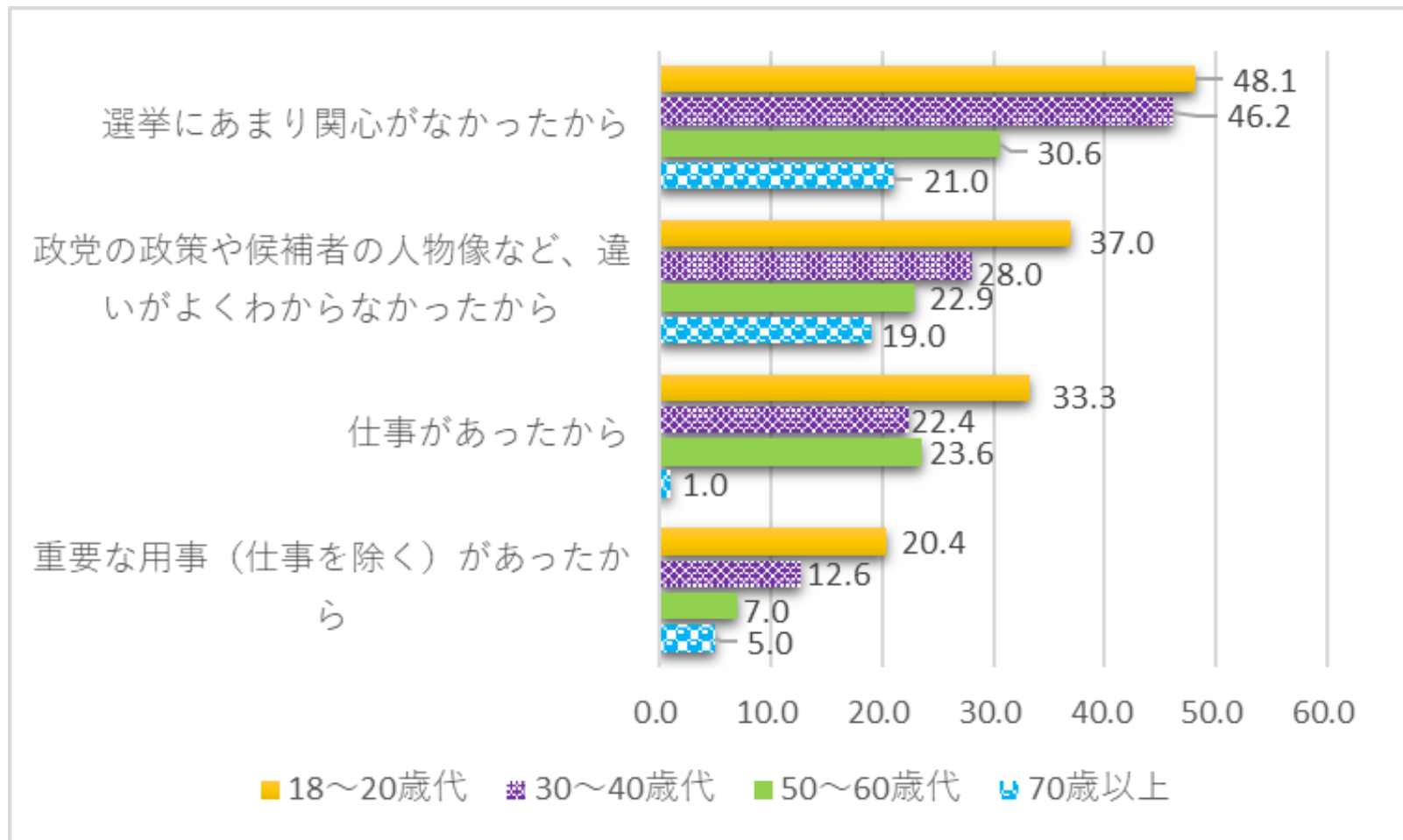
18,19歳	2,222千人	×	35.42%	≒	787千人
20代	11,777千人	×	33.99%	≒	4,003千人
40代	16,988千人	×	50.76%	≒	8,623千人
70代	16,278千人	×	65.54%	≒	10,669千人

※出典

人口:年齢(各歳)別日本人人口(2022年10月1日現在)(e-Stat政府統計の窓口ホームページより)

投票率:第26回参議院議員通常選挙年齢別投票者数調(抽出調査)(令和4年9月22日総務省記者発表より)

年代別棄権理由(18-29歳上位4つ)



第26回参议院議員通常選挙全国意識調査結果
(令和5年、公益財団法人明るい選挙推進協会)

選挙管理委員会の啓発活動

啓発ポスター



YouTubeによる広報



「私の声はきっと未来を動かせる。」 (30秒ver.)

課題への対応

【県・市町村選挙管理委員会の取組例】

投票の機会を増やす

☆主な取組み

- 期日前投票所の増設、
利便性の高い場所への設置
- 不在者投票の周知
- 引っ越しに伴う住民票異動の周知

期日前投票とは

⇒投票日当日の前に投票できる制度

- 期 間 公示(告示)日の翌日から、投票日当日の前日
- 時 間 原則、午前8時30分から午後8時まで
- 場 所 各市区町村に1ヶ所以上
- 対象者 選挙の日に、仕事、学業、旅行、レジャーや冠婚葬祭等の予定がある方(宣誓書提出)

※平成15年から導入



期日前投票所の充実、利便性の高い場所への設置

★設置箇所増加

120箇所(平成16年参院選)

⇒169箇所(令和4年参院選)

★利便性の高い場所への設置

- ・商業施設…… トレッサ横浜(横浜市港北区)
横須賀モアーズシティ(横須賀市)
ラスカ平塚(平塚市)
ハマステーション(葉山町) など

期日前投票の体制充実 ○取り組みの結果

★令和4年参議院議員通常選挙

期日前投票者数 1,341,171人(17日間)
投票者数の約 32.0%が利用

【参考】 令和元年参議選
1,090,056人(16日間)
投票者数の約 29.2%が利用

不在者投票とは

⇒(選挙人名簿に登録されている市区町村で投票できない場合)投票日当日の前に投票できる制度

- 期 間 公示(告示)日の翌日から、投票日当日の前日
- 時 間 市区町村によって異なる
- 対象者 選挙期間中、仕事や旅行または転居後まもないなどの理由で、選挙人名簿に登録されている市区町村以外に滞在している方
- 方 法 名簿登録されている市区町村選管に投票用紙等を請求し、投票用紙等を受領後、最寄りの市区町村選管で投票

引っ越しに伴う住民票の異動

⇒ 選挙人名簿に登録されていないと投票できません

○ 住民票を移してから **3ヶ月経過**

⇒ 引っ越し後の **新しい住所地で投票可能**

※ 選挙人名簿の登録基準日において3ヶ月経過している必要あり

○ **3ヶ月経過する前に選挙があった場合**

⇒ **引っ越し前の住所地で投票可能**

※ 引っ越し前の住所地で投票するためには、引っ越し前の住所地に3ヶ月以上住んでいた必要あり

その他

○指定施設における不在者投票

- ・都道府県選挙管理委員会が指定する病院や老人ホーム等に入院、入所する方で、不在者投票事由のいずれかに該当する方
⇒入院・入所する病院・老人ホーム等で投票可能

○在外投票

- ・海外に居住する方
⇒在外選挙人名簿に登録される等の要件を満たせば、国政選挙及び国民審査の投票可能

ご清聴ありがとうございました